## 予 算 審 査 特 別 委 員 会

- 1.日 時 平成23年3月23日(水曜日) 午後1時37分~午後3時41分
- 2.場 所 委員会室
- 3. 出席委員 南 彰 夫 委員 長 竹 出 昌 治 委 員 徳 並 伍 朗 委 安 法 明 員 冨 委 員 大 中 宏 委 淳 員 河 村 委 員 健二 村 上 茂 委 員 原 田 委 員 昌二 諄 Ш 邉 本 委 員 田 祐 委 員 荒 柴 委 崎 修一郎 委 員 Щ 光 広 員 芳 西 畄 晃 委 員 河 本 久 委 員 井 克己 下 委 岩 本 明 央 員 員 委 中 佳 子 三 好 子 Ш 委 員 睦 委 員 代 萬 泰 生 委 員 髙木 法 生 委 員 畄 Ш 隆 委 員 馬屋原 眞 委 員 秋 Ш 哲 朗 議 長 布 施 文 子 副議長
- 4.欠席委員 有道典広委 員
- 5.欠 員 1名
- 6. 出席した事務局職員

重 村 暢 之 議会事務局長 岩 﨑 敏 行 議会事務局主査 岡 﨑 基 代 議会事務局係長

7.説明のため出席した者の職氏名

繁 美副 市 波佐間 敏 総務部長 林 長 福 総務部次長 久 保 田 和 司 宏 総務部監理課長 伊 藤 康 文 建設経済部長 矢田部 繁 範 建設経済部建設課長

## 午後1時37分開会

委員長(南口彰夫君) 只今より予算審査特別委員会を続行して開催いたします。 それではお手元に資料が配付されていると思います。これは先の議長に要望し、市 長より議会のほうに提出されたものです。一つは仮囲いの仮設費が細かいところは 何か分けちゃるらしいんですが、公式にここを出せばと言うたら桁が分かるんじゃ ないかと、分かりますかねこれ。分かるね。分からない人は隣の人に聞いて下さ い。分かる人に。(発言する者あり)分からない人は分かる人に聞いて下さい。と 言う少なくとも仮囲いの費用が百云々じゃったという言い方があったんやけど、正 式にこれからいくと130万と約。と言う予算が共通仮設費計というところで数字 が出て来るということが一つです。それからもう一つは、資料の請求したのが主任 技術者、管理技術者、専門技術者届ということで、平成23年3月1日付で株式会 社ユウエイ、代表取締役有道典広、工事名下領北団地解体(2工区)工事、工事場 所美祢市大嶺町東分地内、現場代理人で岩本さんと主任技術者で有道さんじゃけど 典広さんではありません。典広さんならここで公開するから親族の方だろうと思い ます。あとは2級建築施工管理士これは資格者番号も必要ないので、黒塗りという ことでとりあえず届け出が出ているということです。これに基づいて、ご意見があ れば。はい、安冨委員。

委員(安富法明君) 委員長これでこの資料で何が分かるんですかね。委員長何か 意図するものがあって、これを私が言うたんならそれなりにあれじゃけど。何か。 委員長(南口彰夫君) いやいやあのね。私も初日で取り上げて、この仮囲いが予算がついちょるのかついてないのかということは言うたんじゃけど、誰が答弁する とかなってなかったんで、それから約百数十万とか百万ちょっととか、ほかの委員 さんもちょっと触れられちょるんで、それが実際に予算がついているのかいないの かと言う事実をはっきりさせてくれということで、とりあえずこれの仮囲いに関わる積算書か予算書か、費用のところの数字を明確にしてくれというお願いをしたら、これが出てきたと。それからもう一つはあそこに少なくとも主任技術者なり、管理技術者がきちんといるんじゃないかと、その専任届と配置がなされちょるんか という確認の資料を請求したそ。はい、安冨委員。

委員(安冨法明君) きょうはあれですいね委員長、この資料についての質問なりなんなり。そうじゃない。

委員長(南口彰夫君) 今後の当然、最初はかなり抽象的な言い方をしたんで、抽象的な言い方と写真に基づく事実だけで批判をしたと。但しそれの根拠になるもの

が、例えば仮囲いは本当にしなければならないのか、しなくても良いのか、ということを一つはっきりさせたかったと。それからこれは現場代理人なり主任技術者があそこにきちんと配置されるべきなのか、少なくとも行ったときはおらんやったから、たまたま。下請けと孫請けの業者がおっただけで。だけど役所のほうの届け出と配置はきちんとどうなっちょるんかという、二つの質問をとりあえずしたと。調査の資料を。はい、どうぞ。

|委員(安冨法明君) | 基本的にですね、本来なら100条なりに沿ってですね設置 をして調査するんであれば、事務局のほうと言いますか、執行部のほうもそれなり に出して下さいと言えば出してくるでしょうけども、あっちこっち黒けのようなわ っかったような分からんような資料もうろうても、なかなか議論せというのは難し いとは思うんですが、このあとどう。明日が一応最終日になってる訳なんですが、 特別委員会をどういうふうな形でどこまでやられるのかちゅうのもあるんですよ。 まずこの資料見させてもらっていうのは、調べれば分からんことはないですが、こ の仮囲いで130万、要するにこれがされてなかったと。これが工事費の中でどれ ぐらいなウエイトを占めるのか、(発言する者あり)でないとなかなかね判断がし にくいと思いますし、この資料の中でこの積算根基、書いてあってこれやらんでい いよて言うのはあるわけがないですよね。だからここに書いてあるもので、きちん とそれが書いてあるようにやられてなければ、これは明らかに問題がある。もう一 つは先程も言われたように、このもらった二つの資料の中でもですね、現場代理人 とかは私も良くわかりませんけれども、常駐せんにゃいけんようになっちょるんで しょうから、常駐して管理をされると言うか、それなりの職務があるわけでしょう から、その職責が果たせちょるんかどうかちゅう辺を明らかにしてもらわないと、 問題がないんであれば別にそれで良いでしょうし。(発言する者あり)委員長の話 を聞いてると、明らかにその辺の事実ははっきりしてるわけですからね。仮囲いに ついてもですね。もうやられてなかったというふうに聞いてますし。写真も公開を されたわけですからね。ですからその辺の事実関係をどうのこうのといってみたっ て、現行犯みたいなもんですからねこれは。ですからこのことについては、それ以 上のですね私は議論の余地はないような気がします。執行部の方がその辺のことに ついて、どうお答えなるのか分かりませんけれども、おそらく必要なものは必要。 書いてあることはきちんとやってもらわんにゃいけん。契約ですからね。そういう ことだろうと思います。執行部のほうでお答えと言いますか、この今配られた資料 の中でこれはやらんでいいよとか、いやそれは現場にはいつもおらんでもかまいま

せんよと言われるんであれば、そういうふうに(発言する者あり)お答えといいますか、答弁を一つ付け加えておいて下さい。

委員長(南口彰夫君) 一つはこの130万円というのが全体の何分の一を占めるかという、個人情報保護とかの関係とかいろいろあるんだろうと思うんですが、塗りつぶしてあるわけじゃから。そうするとこれが何分の一にあたるかという答弁ができるのかできないのかを言ってもらえればええし、できれば言えば。それから二番目は主任技術者と管理技術者で現場代理人主任技術者と。これがどの程度常駐しなければならないのかと。たまたまこう行ったけえて反対側におったら見えんじゃろうし、反対側ぐるっと回ったとしても相手がぐるっと同じように廻りよったら見えんじゃろうし。これ私しつこく回ったんですいね。ところが他の現場見て回って常に同じように作業員と常にそこにおるかと言うたら、道具が足らんとか、何たらの報告をせんやいけんとかいうのは適当に離れる。適当に離れるという解釈が、どの程度常駐というものが必要なのかとかが答えられりゃ一緒に答えてもらえんじゃろか。一つずつゆっくりでもいいよ。

建設経済部建設課長(矢田部繁範君) 只今の安冨委員のご質問ですけど、この仮 囲いの工事費が全体工事費に占める割合ということで約1割、10%の工事費を計 上してるものでございます。現場代理人については常時おらなければならないとい うことで、何時の時点かはあるかとは思いますけど、常時従事していたと考えてお ります。

委員長(南口彰夫君) そうすると常時ちゅうて言うたら、この現場代理人が工事に入っちょるときには、その現場一つしか管理できんちゅう意味なんか。作業しよる最中は。二つ現場見ちょったらしょっちゅうおられりゃせんわ。はい、伊藤部長。

建設経済部長(伊藤康文君) 契約書の約款の中に、工事現場に常駐し、その運営及び取り締まりを行うというのが現場代理人の業務でございます。よって当然工事がされておるときには、そこを離れる場合は、当然、場合もあると思います。その時には現場の者に周知して、対応する場合もあると思います。よって施工業者の代表が工事現場の代表が現場代理人に、市のほうが工事を監督するのは監督職員、当然工事の進捗状況等で現場等に行くこともありますし、協議事項もございます。その辺の時におらないために、その辺の伝達が行われないというようなことがないようにということがまずあります。それ以外に周囲の周りの環境で、工事に対して若干意見がある方が来られた場合に、誰も相手するものがおらんと、そういうことが

ないように、その業者の現場代理人がおらなければいけないと、具体的にはそういう点でチェックするようになります。朝から晩まで本当におるんかどうかという確認もするべきということもあるんでしょうけど、基本的にはそういう考えの中で、無理がなかったら常駐されてるという認識しております。今回こういうことで発覚して、それなりにうちのほうも監督職員に指示をしました。その中で朝から晩まで行くわけにはいきませんので、確認したところ大方おられんときも見られんときもございました。それは下領北2箇所解体工事してますが、同じような目線で確認したところ、片方にも両方にもそういう若干連絡するときに伝わらないと。今携帯等がございますのでその辺はできるわけですが、その意味で常駐の感覚でいえば、大方ということで判断を、今監督職員が持つ所管としては今現在思ってるところですが、若干の不備があったことも感じております。以上です。

委員長(南口彰夫君) 若干の不備があった。はい、安冨委員。

委員(安冨法明君) まあそらあ常駐といったって、いつもいつもおられるかどう かというのは、今部長がいわれるとおりだというふうに思います。問題は現場代理 人が監督がそこに常駐を、委員長ちょっとおられなかったよとこういうふうなこと 言われました。部長のほうもそういうふうなおられんときもあるというふうな言い 方やったですが、その結果としてこの何て言いますか、やらなければならない安全 対策、仮囲い、こういったものができてないということなんですよね。これは結果 論ですから、その事実も確認をされてる。じゃあ金額的には全体の工事費の1割ぐ らい1,300万ぐらいということですかね。(発言する者あり)あの工事がね。 10%でしょう。それでですねこのことがこの工事、今回のこの工事に対して、あ るいは公共事業において、この種のはっきり言って手抜き工事ですよね。これは過 失と言いますか、どれぐらいになるそ、良いことないのははっきりしてます。どれ ぐらいな問題を抱えちょる。どれぐらいの罪なのか。問題はそこでしょうね。つい でにと言うわけじゃないですが、要するにどういうふうな処分をされたのか、これ は行政のほうで言われないんだったらお聞きすることはできませんが。問題点は二 つあると思うんですよ。行政側の対応、要するに公共工事を発注して手抜きがあっ たと。その点手抜きに対して、そのことの事実を確認した上で、明らかに問題があ るとするならば、行政処分なり、科せられちょると思うんですよね。あるいはまだ 今からかもしれません。そのことが済んじょるのかどうなのか。適切なのかどうな のか。あるいはこれは当事者がたまたま取締役が社長さんが、代表取締役社長と言 うんですか、責任者が会社の責任者が議員さんやった。こう言うことなんです。他

と比べて公平にきちんとこういうふうな問題が起こったときに、処分がされちょるかどうか。もう一つは議員の立場でこういうふうな公共事業に関わる者として、人道的というのもあるかも知れませんし、私は少なくともほかよりか厳しいものが、目で見て市民の疑惑と言いますか、そういったものに答える必要がある。それが普通の考え方です。普通の考え方の上に立ってなされちょるかどうかということです。それできょうは本人はおられんし、執行部の方、発注者がおられるわけですから、その処分なりその度合いが答えられるんでしたらお聞きしたい。

|委員長(南口彰夫君) | 一つは、市会議員としてバッチを付けた立場で、代表取締 役社長ちゅうことで有道議員が出席されていないと言うままに、ここで議論が進ん じょるんですね。先日ここで皆さんに報告したのは、週を明けたら連休明けには布 施副議長と相談をして、有道さんの診断書も含めて曖昧なところがあるので、でき れば身内の方と接触したいということで、昨日ここ昼から布施副議長と相談して、 布施副議長が市民会館の会議と重なっちょるので、とりあえず私がほんなら行って みようということで、きのう株式会社ユウエイに行きました。当然本人はおっちゃ なかった。明日の夕方の5時過ぎてからの行事案内が郵送されちょったので、それ の返事が事務局のほうに電話であったと。そのことがまずは確認したかったんで、 誰が電話したんかということで事務所に尋ねて行ったら、事務の女性の方が私で す。ということで答えられて、じゃ郵便物、これを出席をする欠席をするというの は、誰が確認されたんかと言うたら、身内の方ですと、本人はここにはおっちゃな いです。と言うことで、しばらく待ったら身内の方が来られて、約1時間程度お話 をしました。30分間はかなりいろんな意味で噂の思い込みがあったので、そっち に時間を費やしたんですが、それは思い込みですから。但しこの診断書が一つは原 田外科というところに入院施設がありますかということをお尋ねしたんです。そん ならありませんと。じゃ会議規則第3条というのがありましてというたら、全然難 しい話ですから誠に申しわけないんですが、会議規則第3条というのがありまし て、本人の居場所を届け出んにゃいけんということがありますのでと言うたら、こ の診断書を入院しているところの病院と医師に頼んで出し直しましょうと。そのこ とで居場所は明らかになると思いますと。それは私が責任を持っていたしましょう ということで、それがきょう委員会の案内状持って行ったんです。みんな間に合わ んやったから、そこに行くのに、委員会の案内状持って行って、きょうと明日が最 終日ですから、それまでに間に合うように出して下さいというお願いをしたら、と りあえず了解をされたと。いうのがきのう訪問した経過です。今後どうなるんじゃ

るかというのは、身内の方も心配しよっちゃった。だから二つあると思いますと言うちょった。議員としての立場と、それから一業者としての立場。議員としての立場は、議会の中で私たちが協議をして進めていくことになると思いますと。できれば体調が良ければ、いち早く連絡を取って出てきてもらうのが一番望ましいですと。ただ具合が悪いということになれば、きちんとした手続きを踏んでいただきたいと思いますと。行政との関係との問題については、直接的には私は発言できませんというニュアンスで話した。そこで行政でどうこう言えば、今後の問題ですぐどうこうということにはならんので、私が初っぱな取り上げたのは、指名審査会を副市長が兼ねちょるから、その辺も含めて今後どうなのかという点で、何か、わあわあなったんで、結局曖昧になっちょるけど、その点もう一度答えてもらえんやろか。今後も含めて。はい、林副市長。

副市長(林 繁美君) まずそもそもの公共工事なんですけど、市民の皆さんの税 金ということで、ご認識があると思います。発注者が市であって公共事業ですね。 又受注者が市内の事業者、公共工事にあたって市内での工事の場合、できるだけ市 内の事業者さんにお願いしたいと。また特別に技術的にまた難しいということにな れば、市外の業者さんにあります。当然市に対して指名届けと言いますか、届け出 が前提になります。その中で工事によって、金額もありましょうし、技術的なこと もありますから、それで判断をして指名審査会で、それでは土木に関してはAラン ク、Bランク、Cランクとあるわけですけど、じゃあこのいった金額についてはA ランクの業者さんにしましょうと、ということでの指名審査会をやるわけです。だ から当然今申し上げたように、できるだけ市内の公共工事は市内の事業さんに頑張 ってほしいということで、市のほうは考えておりました。この件についても発注 者、市と受注者、一企業さんという立場で考えれば、工程表当初話もしましたが、 工程表に沿ってないということで、職員が行って事情を聞き、その場は止めたと。 こういった報告を受けたということは、私のほうからお話をしました。当然ですね 発注者、市と市内の事業者さんA、B、Cあると言いましたが、当然根本的にはで すね、いろいろな法があると思いますが、やはりこれは信用と言いますか、お互い に信用しておると。この信用ばっかりではなれ合いになりますから、やはりそこで そういった法的なもの、また市の条例、規則等がある訳なんです。それに沿って発 注者を決めておるということでございます。この件に関しましては、今現実に3月 4日やったですかね、視察されて仮囲いがされてなかったというところから端を発 したということを聞いております。即座に職員が行って工事を止め、そして改めて

囲いをし直して、工事を進めておるという報告を受けてます。この件に関して受注された企業は、当初詫び状というものを市長宛に出されました。この詫び状は如何なものかなということで、今度は同じ日付だったと思いますが、始末書が提出されました。その始末書を現在受けておるという状況にあります。これから今に言うように、これからの対応ということでございますが、いろいろ規約等もありまして、この案件に限って言えば、やはり悪質かどうか、というところが一番の問題になろうかと思います。いろいろな事例があるわけなんですが、現在のところ、その辺の精査をしておるところでございます。以上です。

委員長(南口彰夫君) はい、安冨委員。

|委員(安冨法明君)||要するにまだ処分はされてないということですよね。いみじ くも副市長言われましたよね。なるべく市内の公共工事は市内の業者に発注できる ように努力をしてる。今まで私たちは議会もなるべく市の公共事業は市内の業者で できるように、市内で金が廻ったほうがいいですからね。というようなことを言っ てきました。結果的にですね、これ指名競争入札ですから審査会があって、指名業 者を何社か決めてですね入札が行われるちゅうことです。だろうと思うんですよ。 そういうことでこういうことになると言うことは、よう考えちょかんと、今度から 無理なら必ずしも市内の業者さん業者さんって言うことを、私たちも言えんように なるかもしれません。今回のようなことがきちんとできないと。それとですね大切 なのはね、市長言われたように税なんですよね。誰でも分かること原資は税。で、 市民感覚でこれがこういう処分がね、きちんとされるかどうか、物事の処置がされ るかどうかちゅうこと一番大切だろうと思うんですよ、永遠と。3月4日と言われ ましたかね。3月4日にこういうふうな事案が発覚して、本会議と言いますか、要 するに新年度予算の特別委員会が永遠と遅れた。結果として正・副委員長辞任をさ れた。なんとか明日が最終日ですから、結果はどうなるか分かりませんけど。そう いうふうな今回の事態が市民の立場、目で見て理解ができるだろうか、してもらえ るだろうか、私は厳しいだろうと思いますね。そういうことです。なおさら私はこ の件は特別委員会の中で審議をするのが良いかどうかって言うのは最初からありま したから、100条というのは私たちは言いました。別個にですね。予算審査は予 算審査でして、そしてこの問題についてはこの問題についての結論を出したが良か ろうと言うつもりだったんですが、そういうふうになりませんでしたから。それは それで仕方ありませんが、そういうことを申し上げておきます。これ以上言っても 言いようがないんですよね。終わります。

委員長(南口彰夫君) ほかに。はい、岡山委員。

委員(岡山 隆君) こういう事案に関しましては、宇部市では非常にこういった問題は少なくなった。いずれにしても今回議員バッチを付けて、一方では事業を行ってる。こういった方が、いろいろ人情的には仕事をいろいろ市に取り入って頂きたいということは往々にしてあることを聞いております。それでですねこう言ったことを繰り返さないためにも、例えば、市の監理課また建設経済部にですね、議員バッチを付けた方がなんの目的でどんな要望したか、そういったことをきちっと行政としてきちっと掴んでおくとそういったことをしてですね、それが今回こういった問題を起こったときにどういった要求をしてきたと。こういったことはきちっと答えられるように今後しておいていただきたいなと思いがあります。今それについては行政としては、いろいろ様々な議員さんから事業をやってる方で、こういった要望について記録とかなんかされてますか。この辺についてちょっとお聞きしたい。

委員長(南口彰夫君) 俗に言う口利き。議員が議員バッチを付けて。はい、林副市長。

副市長(林 繁美君) 岡山委員のご質問ですが、美祢市では行っておりません。 ただマスコミ報道されておった奈良県ですか奈良市ですか、は俗に言う議員の口利 きで、どういった要望があったかというのを全部付けさせて発表されたということ は聞いてはおりますが、美祢市ではそういったことはしておりません。

委員長(南口彰夫君) はい、岡山委員。

委員(岡山 隆君) それをきちっと行ったとこも自治体ではありますので、今後、時と場合によってはそういったことも発表して頂きたいし、また特に監理課、建設経済部にあっては、きちっと控えておいていただきたいと。なんかの時には出すと。特にバッチを付けてる方が事業を行ってる方に関しては、特に注意してやって頂きたい。こういったことを繰り返さんためには、まずそこを記録を付けていくということを私は要望をしておきたいと思うわけであります。それともう一点、作業の工程表に則って市がその工程表通りに安全防護柵をしてるかどうか、この辺は市として一つ一つ様々な仕事の案件があって、今回は水害等で相当な事業発注したと思います。そういった中でなかなか一つ一つ全部チェックするというのは、数が多くて大変な部分があると思うけれども、今回全ての案件に関して、安全防護柵に対して、きちっと一つ一つ抜けがないように、あったときには必ずそれ以上の作業が進められないようにきちっと指摘して、そして作業を停止すると。そういうこと

がきちっと行政としてできてるのかどうか、この辺についてもちょっとお聞きした いと思ってます。

委員長(南口彰夫君) 林副市長。

副市長(林 繁美君) 只今の質問ですが、当然そのために先程担当のほうから話がありましたように、職員による現場の監督人がおります。その現場を発注者としての現場監督なんですが、当然進捗状況を確認して指導なりこの改善ですか、もし則ってやっておらなかった場合には、指導、監督していくという職務がありますので、その辺はしっかり今までもやっておったと聞いております。

委員長(南口彰夫君) はい、岡山委員。

委員(岡山 隆君) と言うことは今回の解体工事についても、必ず防護柵していなかった場合には、それは行政としてきちっと作業の停止というのは、確実に別にこれが議員であろうがなかろうが、そこの事業であろうがなかろうが、どこの事業者であっても、今回と同じようなことであれば、この作業の安全防護柵をしていただくために作業を一時中断させていくことが、同様にできちょったかどうか、この点についてどうですか。

委員長(南口彰夫君) 矢田部建設課長。

建設経済部建設課長(矢田部繁範君) 只今の岡山委員の質問でございますけど、3月4日の日の状況でございますけど、現場確認のために建設課の担当の補佐と主任とで現場を確認後、主任技術者に連絡を取り、解体と言うか作業を中止し、仮囲いを迅速にするように指示をいたしまして、主任技術者から只今のことについては、承りました。中止して仮囲いを行った後に週明けの7日、月曜日なんですけど、仮囲いの作業を行うということで、やっており、3月9日の日に仮囲いが全部終了いたしました後に、解体工事を始めております。以上です。

委員長(南口彰夫君) 岡山委員。

委員(岡山 隆君) だから4日前までにですね、こういったことにもし安全防護 柵をしていない状況をそれまでに早く見つけておったら、作業は止めていくことは できちょったということで良いんですか。

委員長(南口彰夫君) はい、伊藤部長。

建設経済部長(伊藤康文君) 岡山委員さんの質問ですが、発注者である建設課で 監督職員、その管理の不行き届きがあったんじゃないかという言い方でございます が、3月1日に契約をしまして、2日から着手で、工程表は2、3、4で仮囲いが されて、その後に解体をするという工程でございました。4日に先程課長が言いま したみたいに発覚しました。その4日には当然あの現場には2箇所解体工事がございましたので、監督職員は先程担当の補佐と一緒にですね工程の一つの区切りであると、工期も少ないと、仮囲いがきちっとできてるかどうかということの、当然管理をするために工程表の仮囲いが4日で終わるということですから、それに合わせて行ったと。2日にも3日にも確認すれば、その辺が分かったんじゃないかと言われ方ですが、その辺は莫大な工事がある中で、工程表の通りでやられるということで当然認識していましたし、その辺を確認に行ったと。よって執行部のほうの管理者に対して、不行き届きは一切ないというふうに私のほうは思っております。当然それに対して業者のほうの連絡、受託業者との連絡不徹底等、後ほどの経緯を聞きました。その辺がいかんということで十分認識して、今後こういうことがないように、そういうことを十分に厳重に注意して、今先程言った工程で解体工事が今進んでる状況でございます。以上です。

委員長(南口彰夫君) はい、岡山委員。

委員(岡山 隆君) 概略は分かったんですけれども、いずれにしても今後そういった作業を安全対策していなかったならば、行政としては停止させると、そういうことは分かるんですけど、今後今回いろいろ問題が大きくなってますけれども、こういったことに関しては、行政的な処分というのは、もう議会側が携わる問題ではないですから、執行部側でしっかりと対応して頂く方向にはなるんではないかということであります。いずれにしても議会側としては、この辺については市民感覚の目線、政治的な面、道義的な面、議員本人のいろいろ問題でしょうけれども、そういった面においては本人自らがその辺について、きちっと対応して行くことが大事ではないかと。そういったとこが見えてくるかなという思いであります。いずれにしても今執行部ある程度ご理解いたしました。以上です。

委員長(南口彰夫君) 二つあると思うんですね。有道議員の市会議員としての立場で業者が行った問題と、それから指名審査委員会から始まって業者の発注、契約、含めて行政側の監理監督責任、この二つをきちんと整理して問題点を明らかにして、ところが片一方当事者出てきちゃないので、これだけ私も予想外じゃったんじゃけど、必ず出て来ると思った。それで詰めていけば早く終わるんじゃないかなと、思ってましたが、結局曖昧なままだということで、今事務局に先程副市長から出た工程表というのがあったので、それの工程表が資料でできればすぐコピーをしてほしいということを今お願いをしたんで、すぐ工程表が了解が取られれば配付されると思います。結局、安冨委員が言うように議会として、じゃあこれから何がで

きるんかと言うことになるとかなり資料の請求も含めて、この予算委員会ということであれば、そろそろ限界なんです。ですから、これを議会全体の了解がなけんにゃできないことですが、地方自治法に基づいて調査権を持つ特別委員会を設置するかしないか、そのことにまた戻ってしまうだろうと思うんですね。これで了解、こういう委員会の設置は基本は全会一致制ですから、いよいよの時には多数決もあり得るんじゃろうけど、そういうことも含めて、今後進めて行くのかどうかも含めたご意見をお聞きしたいと思います。はい、岡山委員。

委員(岡山 隆君) 今、100条委員会の件がありましたけれども、当初100条委員会でやるべきじゃないかと、こういった声もあったんですけれども、いずれにしても今回は新年度予算審査特別委員会でこういった中で進めて行こうじゃないかと、こういう声が確か多かったと思うんですね。実際こういった委員会の中でやっていってある程度の資料も出たし、そして執行部側のいろんな建設業法の件、また工程表、そういった中にあってですね執行部側の、そら完璧になんか大きな法的に違反するようなところのものというのはちょっと見えてこないかなと。これ以上やたって、100条委員会でやっても、時間だけ食って、決してこれ以上のもんそんなに出るもんじゃないかというそういう私は、認識でおりますので、これについては、あと本人自身があとは議会にきちっと出ていただいて、その辺の政治的な道義的なことをきちっとお話をされていけば、この問題というのは終息していくんじゃないかと。そのように思っておりますので、100条委員会までそこまでするような内容ではないかなということを、ここでしっかりとある程度やりましたから、いいかなと思っております。

委員長(南口彰夫君) ほかに意見は。岡山委員の言われるのは、少なくとも下領住宅の工事現場の話に限りですね。じゃろう。(発言する者あり)ほかの現場が出てきたらどうする。(発言する者あり)ほかにご意見ないですか。これ二つ最初性格があって、最初私一般質問で言うたときには、日本共産党の立場でということが一つあるんですね。それから全体の問題として出てきたので、予算委員会で取り上げたということで、予算委員会で継続議論しようと。日本共産党の立場での調査は独自に進みよる。但し予算委員会のこの委員会という限界の中で議論をするのが、そろそろ強いて言えば行き詰まってきたかなと、本人が出て来んから。その辺でこの委員会では、あとは100条委員会の設置でなければ、奥の深いところを見ることはできないだろうと。奥が深いか浅いかも見えんけど。あとは議会全体として委員会としてどうされるかという意見をお聞きしたいと。日本共産党は最初から2日

の一般質問で言うように、弁護士も含めて独自に調査活動は続けます。はい、河村 委員。

委員(河村 淳君) 今、いろいろなご意見があったですが、私は、今、この工事の下領北団地については、私らも現場に行って確認をし、行政のほうとしてはストップを掛けられ、工事を止められ、防護柵ができて初めて工事をやったという報告があったですから、この問題だけではこれを100条委員会開くというたって資料はない。行政処分はしてかしてないか私のほうじゃ分からんが、その辺で問題は今から別に何かが出て来るとした場合はこれまた別問題ですが、今現在では、この問題に対しては100条委員会は開くことはないというふうに私は解釈しちょる。以上。

委員長(南口彰夫君) 臭いものには蓋をしろという言葉があるので、大体この委 員会で取り上げる限界は最初から見えちょったんですいね。 100条委員会も大体 3日間も予算委員会をつぶして密室でやってきて、せっかく勇気ある何人かの7、 8人の保守系の議員も含めて勇気ある行動を取られたが、密室であったために内々 につぶされたと。こういう経過を見たら、そろそろここも限界かなと。(発言する 者あり)ですから率直な意見をこの際出されたらどうですかね。大体ね建設業者が 建設経済委員会、建設部の所管の委員会に所属しちょることそのものが、私は問題 と思うちょる。旧美祢市議会では暗黙の了解でしないということが、合併後どんど んどんどん崩れていっちょるから、だからこれから先どんどん議員バッチを付け て、ゆすりたかりの議員が、私のことよそら、私のこと。ほかの議員のこといよら せん。ゆすりたかりのようなことをする議員が、市役所の中で職員をどんどんどん どん脅してどうこうする行為が目に余るようなってくると思う。そうした事に職員 がだんだん飼い慣らされてきよるから、そろそろ臭いものには蓋をしましょうか。 ご異議なければそういうことで終わりますよ。それからね、ちょっとさっきのやつ 配って。勝手に後々どうこうって言われても良いけど、かまわんのやけど、資料と してある以上は別に小出しをしよる訳じゃないです。皆さんの意見を尊重しなが ら。これまず建政部と書かれたほうの資料で、建政部という資料で、この一番最後 の建設業法違反通報窓口駆け込みホットライン、なくそう違反、あったら通報と。 これが公共事業に関わる建設業法に基づく違法行為があれば通報して下さいよとい う国の窓口なんです。これは広島県。山口県の場合は、一応公共事業に係わる分に ついては、この建設業関係で建設業不正行為等に関する監督処分についてというこ とで、3ページ目に建設業者の不正行為等に対する監督処分等についてという通達

で、2ページ目に受付窓口がありますと。ただ建設業法というのは国の法律なので、どんなことでも直ちにホットラインのほうに連絡を下さいということがあります。私の関係で、少なくとも広島と山口のほうで並行しながら、アポを取っていきたいとは思ってます。議会がどういう結論を出そうが、日本共産党として美祢市議会であったことの事実関係をきちんと報告するということは行いたいと思ってます。あとはこの委員会きょうが限界ですからね。ほかになければ(発言する者あり)はい、三好委員。

委員(三好睦子君) 明日が議会なので、本会議なので、これらの当事者も出てきておられないし、なかなか前に進まないし、真実がどうかということも、写真もあったし、あれですけど、さっきも言われたけど、限界だと。でもこれははっきりしておかなければいけないことでしょうし、これを問題にしてたら明日の本会議までには間に合わないと。

委員長(南口彰夫君) 明日の本会議は、予算委員会は、予算委員長の報告が精一 杯なんですね。

委員(三好睦子君) これを片付けとかんとだめなんでしょう。

委員長(南口彰夫君) きょうそのために開いちょる。

委員(三好睦子君) けど片付かないから別に。

委員長(南口彰夫君) 片付かんことはないそ。臭いものには蓋をしろという言葉 もあるという。

委員(三好睦子君) それはだめですよ。

委員長(南口彰夫君) なんでだめなんかね。あんたも解らんこと言うね。

委員(三好睦子君) 蓋じゃなくて元を絶たなきゃだめ。

委員長(南口彰夫君) 臭いものに蓋をしたらとりあえず何とかなるでしょう。

委員(三好睦子君) だからはっきりするには別に特別委員会作って、それはそれで審議しながら、こっちの議会は議会で行くといったほうが、いいのではないかと思いますが。(「良いものが世の中通るとは限らんよ」と言う者あり)と思いますが、どうでしょうか。(発言する者あり)

委員長(南口彰夫君) ほかに。はい。

委員(竹岡昌治君) なかなか難しい問題だと思うんですね。もともとこの3月議会の予算委員会の初日に、今委員長に座っておられる南口委員から写真を、その時は写真はなかったけど、まず予算を審議する前に、そうした公共のお金の使い方、これが適正に運用されてるかどうか、このことが大事だと言うことが端を発しまし

て、午後の委員会2日間、朝からある委員会も含めてですね、3日目まで先程委員 長がいわれたとおりなんですが、我々政和会も議会の運営をスムースに行くために ということで、何かもしあるならば100条委員会で調べたほうが早いと。そして 解決も早いと。その上で予算委員会をやっていきましょうやという意味から、政和 会と議長の会派、この二会派が100条の一応提案者になろうということで実はな りました。しかしながら数回というか二桁ぐらいの会派代表者会議を重ねながら、 会派会議の中ではいろんな含みがありましてね。この仮囲いだけでは、今、河村委 員さんも発言されましたが、100条する必要はないんじゃないかと、こういうま あお話だったですね。ほかにあるならばとかいろんな意見が出ました。出ましたが、 結果として、我々が逆に100条仕掛けた仕掛け人という形を取られましたんで、 私どもは政和会は話し合った結果、実は徳並委員長は予算委員会の委員長だったで すね。我々の会派のほうから徳並委員長を降ろした形になりました。委員長の名誉 のためにも我々は弁明したいと思うんですが、そうした紆余曲折しながらなんとか 委員長交代もしながら参りまして、予算審議は一応終わって可決されたと、委員会 はですね。これ以上この委員会でこんな資料を小出しにされても、何を意図してる のかさっぱり分かりません。分からんまんまで何か意見を言え、意見言えと言うた って言いようがないし、それから現場代理人やら主任技術者のこの届け出も出てる けど、なんのために出てるのかも分かってない。こういう状態でじゃあ、その委員 長は党籍を持っておられるんで、我々保守に対しては臭いものに蓋をするんかとこ ういう言い方をされましても、これ以上、私は予算委員会を継続しても、何も進展 はないだろうと思います。そこでまだ欠席のそれぞれ会派の方も欠席もあるようで すが、委員長は絶対休憩は取らんと言われますけど、ちょっとぐらい1時間も経っ てるし、休憩を取っていただきたいと思うんですね。

委員長(南口彰夫君) 資料請求とか、そういう準備するための休憩は、その都度取ってますよ。密室で協議をするための休憩は取らないと言ってる。だけどもう1時間過ぎてますから。

委員(竹岡昌治君) 単刀直入に聞きます。この現場代理人のこの資料、なんのため出されたんですか。こっちは分かるんです。いわゆる仮囲いの経費が100万以上かかってますよと。見積もられてますよと。これはおそらく設計単価だろうと思うんですね。これほどはみられてますよという資料ということは分かります。こちらの資料は何を意図してるのかさっぱりわからん。それからもう一つは、工程表のほうは先程部長のほうから話がありました。いわゆる仮設工事が4日で完了する

と。従ってあそこは住宅があるからということでしょうね。4日の日に行ってあれ を見ようというふうに思ってたという話がありましたが、その結果囲いがしてない んで囲いをするようにと、それまでは工事を差し止めするとこういう話ですね。そ れから委員長のほうから写真を提示されたのは、これは何時の写真か分かりません けど、この時点ではもう戸もはずされてるし、囲いはされてないという写真を我々 に配られた。だからそういう意味で工程表と単価については、意味は分かりまし た。しかしながら何なのかと言うことですよねこういうものが出てきても。そして 臭いものには蓋をするんかと言われても、さっぱり分からない状態のまんま議論を しなくちゃならない。その辺もう少しですね、資料配られるんならなんのために配 るんか説明をしていただかないと、私たちは答えようがないんですね。以上です。 委員長(南口彰夫君) 竹岡委員のほうにお尋ねしたいと思うんです。先の委員会 で出て、工程表のほうはさっき林副市長のほうから話が出たんで、急いで工程表は 配付してもらうようにということでお願いしたんですが、先の委員会が資料請求を したのは、少なくとも下領北団地解体工事に関する資料で私が指摘したのは、そこ に仮囲いがなされてないと。この仮囲いというものは必要なものなのかどうなの か。少なくとも反対側の写真にはせっかくですから、仮囲いのこっち側の工事には してないが、こっち側の工事にはしてあると。これのこっち側は絶対必要件で、こ ちらは絶対必要要件なのかなんなのかと。少なくとも常識的に言えば、こっち側で いけば、こっち側もしちょかんにゃいけんと。してないまま工事に入っちょると。 それをその手抜き工事ではないかと。但し、それを実証するものをまず出してほし いということで、工事を発注する際に、入札でここに何らかの予算がついちょるじ ゃないかということで、予算に拘わるところの仮囲いの予算を証明するものを出し てほしいというのが一点やった。それから本来なら100条ならちょっと違うんで すけど、あくまでも資料請求ですから、なんの資料がいるんですかって、こういう ことですから、この仮囲いがこっちにも絶対的に必要なんだという証明するものを 何か出してくれということなら、この入札の際に必要なこの予算書が、こういう予 算の130万という金額が必要なんだという証明書なんです。それからもう一つ は、現場に責任者が少なくともいなかったと、私が行ったときに。現場に責任者と いうものがどういう責任者がいって、どういう配置が業者からユウエイ産業から出 ちょるのかと。それを証明するまずものを出してくれという具体的になんの資料が あるかということだったので、その二つをお願いをしたんです。だから100条じ ゃないので、バサッと出せということができんじゃった。あくまでも資料は、具体

的になんの資料がいりますかという問い合わせがあったために、その私は少なくと も仮囲いが必要だというものを証明するために関する資料と言ったら、130万円 の予算書が出されてきて、それからもう一つは現場で適切な技術者が配置が必要な んじゃないかという質問に対しては、業者のほうからこういう届け出が出ちょると いうことで、この二人が現場におらんにゃいけんと。これはおったおらんは議論の 外になってしもちょるけど現場でその時に。だけど片一方のほうは仮囲いがないと いうのは、かろうじてこの写真で証明ができたと。この写真がなけんやなんの説明 も証明もできんです。議論しよる間に工事終わっちょるんじゃから。これしか今の ところ立証することができなかったと。但し100条の調査権でやられたら、バサ ッと出さざるを得ないと。それから私が少なくともネット上でユウエイ産業の工事 発注件数を調べたら、そらもう5件や10件じゃないんですいね。そうするとそれ らも含めて全部調査しようと思えば、100条の調査権しかないということは、意 見が一致しちょるんじゃないかと思います。それが資料に対する精一杯の説明で す。更に資料がほしけりゃ、資料を求めようと思えば、今の議長から市長に対する 資料請求であれば、あくまでも資料じゃから、なんの資料かと問い合わせが来るそ いね。ほかに。じゃあ資料が追加で出ちょるんですから、それを見ていただくため に15分間、3時まで休憩をいたします。

午後2時45分休憩

午後3時07分再開

委員長(南口彰夫君) それでは再開をします。先程からお手元においている資料の説明を続けてまいりました。資料に関する出方が不十分な点はあると思います。でも一応委員会としての資料請求なので、この事業に係わる全ての関する資料の提出の義務は、残念ながらこの権限が委員会にありません。その必要と認める範囲内で執行部のほうに出していただくと。しかもあの国会でもそうなんですが、いろいる情報公開条例との関係がありまして、その付箋が多いため読み取るというのも非常に困難だろうと思います。そういう点も含めまして、今後の進め方等もあると思うんですが、期待は有道委員に引き続き出席をしていただきたいというお願いは昨日もしていますので、できれば今後の方向はきょう出したいと思ってます。しかしながら明日一日ありますので、有道委員のほうにお願いをしちょる回答が、おそらく明日開会されるまでになるんじゃないかと思うんです。一応期限が。それは無視するつもりはありません。それまでは待つ必要があるだろうと思いますので、この

委員会は、明日の5時ぎりぎりまで時間の余裕は持って、有道委員にその辺のこちらの思いが伝わればと思ってます。それで資料等今後の進め方も含めて、何かご意見があればよろしくお願いいたします。はい、安冨委員。

委員(安冨法明君) 委員長明日の5時までと言われますけど、本会議が終わったらどねするん。本会議で付託を受けた特別委員会が、本会議が終わっても存続するちゅうのはあまり聞いた話じゃないですが、その辺のことも考えておかれんと、何時までも引っ張ってもかなり、委員長の責任。

|委員長(南口彰夫君) | 安冨委員いいですか。委員長の責任と言えば、私は本当政 | 和会の皆さんを始め、徳並前委員長には大変迷惑というか感謝をしております。迷 惑も半分入ってるんですけど。この問題を予算委員会の初っぱなに取り上げ、事の 重大さということで位置付けて、徳並前委員長に、先程竹岡委員のほうからあった ように、徳並前委員長の取り計らいで、あえて私をここに委員長に座らせていただ いたという意味では、政和会の代表並びに前委員長には本当に感謝してるんです。 ところが、これを有道委員の道義的責任も含めて、この委員会できっちりしたいと 思っていました。ところがさっきも申したように、有道委員が欠席をし続けるとい うことは少し予想外でしたので、ましてこれが明日の5時までで目鼻がつかんじゃ ったらどうなるかといえば、議会がそれで終わるわけですから、今度6月まで。と ころが6月まで、それなりの診断書が出て来ると思いますが、なんもなしで議員の 歳費は払い続けられるということはね、これは絶対ありえんと思ってるんです。議 会でそれを何らかの対応ができない場合は、独自に何らかの対応をせざるを得ない と。ということなので、政和会と前徳並委員長には感謝をし続けながら、私の無力 さにも一つ限界があるかなとは思っております。一応5時ぎりぎりまで開催をする 準備はしつつ、もしそのままじゃったら委員会は時間切れで解散ということにルー ル上はなると思います。でしょうね。(発言する者あり)ということで、詳しいこ とはまた後日、明日。なんせ美祢市議会始まって以来のことやけね。気持ちは分か らんことないね。なんでうちだけで大手のほかいっぱい同じことをやりよるのに、 思いがあるじゃろうから。(発言する者あり)はい。(発言する者あり)委員長報 告するよちゃんと。(発言する者あり)じゃからきょうはまだ明日1日あるので、 明日まで散会で(発言する者あり)いいや、委員長報告の最後に有道委員の出席が あれば、本日5時まで必要に応じて開催したいと思います。最後に一行付ければい いんじゃないですか。(発言する者あり)としたいて言いよる。いまも報告言いよ らね了解求めて。みっともないからやめれて言うんじゃったら止めるよ、素直なか

ら意外と。(発言する者あり)またやらんにゃいけんわけね。俺だけ最後にしちょってもらおうか。4時半から、それもおかしい。(発言する者あり)採決があるいね。先程事務局のあれで、その辺は検討させていただきたいということです。はい、安富委員。

委員(安富法明君) 基本的にですね、先程も申し上げたんですが、当初我々がね 100条で調査したら良かろうと言うのは、この大きな新年度予算の審査に時間もかかると。そのために切り離して、この問題は、この公共工事に係る問題はそれでやったら良かろうと。資料請求も十分できるやろうし、そういうことです。予算審議は予算審議で、新年度予算については審議をせんと、やっぱり時間というものがあるわけですから、だから委員長はその辺のことは良く考えて、明日新年度予算どこまででも引っ張って例えばですよ、議会のほうも会議のほうも本会議のほうも後ろに延ばすと言うことは、基本的には考えんほうがいいと思うんですよ。だからその範囲の中でやっぱり、新年度予算審査特別委員会なんですからね、その辺のことは考えた上で運営されんといけんと思う。

委員長(南口彰夫君) ちょっと率直に安冨委員に意見としてお尋ねをしたいんですが、委員長としては、この前回ここに名前が連ねてあるやつを全く白紙にして、そのあくまでも100条の趣旨の委員会設置を皆さんに配付しなおして、挙手多数決でも決めたいと思っていますが、如何なもんでしょうか。はい。

委員(安富法明君) それは委員長の判断でしたらおやりになるというんであれば やられたらいいと思いますし。私はおそらくできなかったわけですから、(「否決 される」と言う者あり)と思いますよ。

委員長(南口彰夫君) 委員長辞任じゃな。

委員(安冨法明君) 辞任はこの際それじゃからといって、辞任をされるような問題じゃないと。ただ委員長報告してから、せっかくの取りまとめだけはしてお辞めになったら自動的に終わります。もう出来るんじゃったら出来てます。これは私の判断です。会派代表者会議で十分に議論をされて、あれほど時間を掛けて、当初の徳並委員長が辞任されるとこまで行ってるわけですから、私は無理だろうというふうな判断をしております。

委員長(南口彰夫君) 私が最後に委員長報告で責任をとらんにゃいけんというのはよく分かりました。逃げるに逃げられんということになれば、この100条の設置の決議案を多数決を求めたいと最後の思いで。それが否決されればそれがこの委員会の意志だということで、それが分かりやすくていいんじゃないかと思うんです

けどね。如何なもんでしょう。(発言する者あり)100条の設置を求める、議長に求めるということなんです。それが限界です。だと思います。それなら出来るんじゃないかと思いますが。竹岡委員。(発言する者あり)政和会はやらないの。政和会の後ろ盾がなけんや私孤独になるでしょう。(発言する者あり)結果的には臭いものには蓋っていうことで終わりかねんね。(発言する者あり)ということなので、これ以上、何ていうか禅問答やっても、市民の皆さんに分かればいいんですけど、これ以上中身としては進まないので、この問題については明日の午前中ぐらいまで委員長報告直前まで、有道委員のほうに期待をしたいと思います。昨日も私も行ってる。はい、山本委員。

委員(山本昌二君) 先程ですね委員長はこの有道さんの事務所へですね行かれたという報告されましたね。日にちも大体わかっておりますが、私はですねこうしたですねこれからのこともありますけども、大変ですね何て言いますか、議会としても責任もたんにゃいけんこれ一つのことでありますので、今後そういう行動をこれは誰もどの議員も同じと思いますが、やはりそういう事務所とか個人に接点持っていくような時にはですね、これは公の延長の委員長の行動であったと思いますのでですね、出来ればその時にはですね大変迷惑かけるかも分かりませんが、事務局の方が同行するとかですね、あるいは議員が二人行くとかして、やはりですね行動取るのが私民主的じゃなかろうかと思うんですよ、別に圧力を掛ける訳じゃないんですよ。圧力を掛ける訳じゃないけども、やっぱり真実をぴしっとするためには、その辺が大事と思います。

委員長(南口彰夫君) 山本委員。ちょっと言いよることがよく分からん。ゆっく り言うてもらえまあか。(発言する者あり)

委員(竹岡昌治君) 山本委員の勘違いと思うんですよ。この委員会で委員長と布施副議長が行きますと言う話は、我々了解したんですよ。先程報告がありましたよね。副議長はたまたま何かの会議があるから、私一人が行きましたと。ですから我々は委員長と副議長が接触することについてこの委員会で了解してるんですよ。

(発言する者あり)今さら議員を複数連れて行けとかね(発言する者あり)委員長の運営権限でやるべきであって、それはおかしいと思う。会派で話が違ちゃいけんけど、我々は委員長と副議長は行くということは了解したんです。たまたま副議長がその時行かれんやったと。じゃ誰かを捜していけというんなら、また私らに了解求めてもらわんにゃいけん。そうなるでしょう。だから一人で行かれたんだろうと。これは委員長を援護する訳じゃないけど、流れからこう見ていったらそうだろ

うとこういうふうに私は理解してます。

委員長(南口彰夫君) 続きは、山本委員、会派の中でもう一度議論してもらえんですか。

委員(山本昌二君) やはりですね、やっぱりこうした有道さんも一生懸命頑張っておられる立場もありますので・・・・・

委員長(南口彰夫君) 有道さんが何をしっかり頑張っちょるんか、そこをもっと 具体的に言うてくれんにゃ分からん。(発言する者あり)いやいや有道さんが何を しっかり頑張っちょってんかを言うてもらわんや分かりません。

委員(山本昌二君) やはりそういう行動の時には、副議長さんが行かれん時には、時間をずらしていくか、あるいは議長に相談されて事務局も一緒に行くとかね、やっぱり一人で行動するのは適当でないと思います。(発言する者あり)なんぼこの委員会で了解されたとしてもですね私は良くないと思う。特に今回の問題についてはやはり結構・・・・・

委員長(南口彰夫君) あのね山本委員、私は最初に言うたように、皆さんに配付しちょる予算特別委員会の開催についてという案内状を持って、結果として一人で行きましたと説明しちょるんですいね。私が一人で行ったことが良くないと言うてる。そして事務局を連れて行くちゅうことになると、議長の許可がいるんです。(発言する者あり)そうすると委員会をまた集めて行かんにゃあいけんということなんですか。(発言する者あり)それからもう一つ、有道委員さんも頑張っちょってんじゃけていうその説明してもらえませんか。(発言する者あり)どう頑張っちょってんですか。あなたが客観的に説明せんにゃ。

委員(山本昌二君) やはりですね、選挙に選ばれてこられたということは、それ なりにあれしておられますので、頑張っておられるという意味合いのことです。

委員長(南口彰夫君) 頑張っちょると言うのは、選挙は皆、しかも選挙はまる3年前の話ですよ。今あなたの今言われるのは、今この環境の中で有道さんも頑張っちょってやからというニュアンスで言われたんじゃないですか。(発言する者あり)どういう意味なんですか。いやいや変なことになろうが何でもいいちゃ。オープンじゃから。ちゃんと説明しいね。(発言する者あり)それが分からんやったらなんかね。それが分からんやったらなんて言いたいんかね。きちんとものを言わんにゃ、ここは議会じゃから言論の府じゃあね。否があれば否があるようにきちんと批判してええんじゃから。きちんと言うてもらわんにゃ私は分からん。責任ということになったら、私はきちんと責任の取り方は知っちょるから。はっきりもっと具

体的に言うて下さい。それから一つは私が一人で行ったということについては、改 めて責任を取れと言われるんなら責任を取る。その代わりもう一つは有道委員も頑 張っちょって言うのは、過去3年前の話ではなかったですよ今のニュアンスは。あ んたは何らかの形で有道委員と接触しちょるか、何らかの状況を把握した上で言わ れるんじゃろうから、きちんと説明して下さい。(発言する者あり)よろしくお願 いします。とりあえずこれを明日の午前中、委員長報告までこの問題については保 留にしたいと思います。それから会派代表者会議の席上で、河村委員より代表の田 邉委員さんの発言の申し出があったんですが、その田邉委員さんの思いからするな らば、これまでの議会の議論の経過を踏まえて、議会で求められている宇部興産か ら4,000円、金を出して払って買っているという発言と、副市長の事実は違い ますと契約書もお見せした上で10円で買ってもらいよるというそこの相当の違い があるので、そのあくまでも訂正発言になるですいね。訂正。訂正というのは強い て言えば、俗に言うえばって言える発言じゃないですね。どっちかというとごめん なさいねという気持ちが入った発言に繋がると思うんですが、その点も含めてよろ しいでしょうか。発言を許可するにあたって。大丈夫なら許可する。だけど先日の ようなことになるんじゃったら、みんながみっともないでしょう。それから議会の 権威がますます落ちる。その辺があくまでも意見の相違じゃないんです。これは事 実の違いなんですよ。事実の違いをきちんと埋めるためには、宇部興産に4,00 0円も出して買ってもらいよるちゅうことと、いや宇部興産から10円もらって買 いよるちゅうことは宇部興産の名誉だけじゃのうて、美祢市の行政と美祢市議会の 予算審議を、特にRDFのことに関してはもう十何年間議論してきちょる事実です から。そのことの訂正発言なら認めます。よろしいですか。訂正発言をされるんで すか。本人の本意に反すると、そういう意味での訂正発言ではないというのは、前 回の許可した時点で、あの許可した時点のトラブルは、許可した私の責任だと思っ てます。田邉委員の性格も日頃の主義主張も理解した上で行くんなら、やっぱりあ そこでは訂正発言は成立しないという判断をすべきだったと。それが出来なかった 私の責任だと思ってますので、改めて今発言を許可するということになれば、もう 一度そこのところの認識を田邉委員の会派の会長の河村委員とそれから田邉委員自 身が訂正発言と言ういうことなら、許可いたしますが、訂正という言葉の意味を正 確に理解された上で求められたほうがいいんじゃないかと思います。はい。

委員(河村 淳君) この問題はですね、この前の時に一応よく研究してまた答弁 しますという結論であったと思う。問題はそこで訂正とかいうことが良いか悪いか 分からんが、報告ですいね結果調べられたと思うから、その調べられた結果を発言 は求めたいということでありますので、その辺をご了解願いたいと思います。

委員長(南口彰夫君) 河村委員ちょっともう一回聞くけど、河村委員の言い分じゃったら、その副市長と田邉委員の意見の相違とそれを調べるということで調べられたと。その結果、その報告ですか。(発言する者あり)報告をしたいと、そういう意味かね。そこでお尋ねするんですけど、宇部興産から美祢市が4,000円で買いよったと。それが10円、副市長は宇部興産からトン当たり10円もらってると。これはものすごくニュアンスが違うんですいね。(発言する者あり)4,000円と10円の問題じゃったろ。(発言する者あり)ちょっと待っていね。訂正か報告かの発言の・・・・・はい。

|委員(竹岡昌治君)| すいません。私が当時ですね総務企業委員長で、クリーンセ ンターの建設について携わった人間ですから申し上げたいと思うんですが、副市長 が答弁された時は、田邉委員がおっしゃるのは、4,000円払って興産に引き取 ってもらってるんじゃないかということやったんですね。ですからそれに対して田 邉委員がそれぞれのクリーンセンターに行かれた思いがあったろうとは思うんです が、それはちょっとおいちょってですね、現実には興産に引き取ってもらってるの は事実ですが、10円で買って頂いてると逆に。でないと運べないんですよね。産 業廃棄物ではありませんから、行政がですねごみ処理するのに、あそこの岩永にあ るクリーンセンターというのは中間処理施設なんです。ごみは中間処理施設だけで はだめなんです。行政は最終処分まで責任を持たなくてはいけない。そこで最終処 分するためには、じゃあせっかく作ったペレット状のあれをどうするかという中 で、全国的に当時十数年前にそうした固形燃料化にするというあれがあったんで す。残年ながら確か4,000キロカロリーぐらいしかないんで、あれ自体では燃 えないんですね。石炭と一緒にやれば燃えます。従って、今燃料として買ってもら ってるというのは表の理由で、燃料じゃなくて興産はセメントの材料と原材料とい う形で入れ込んでます。従ってですね、美祢市は10円で売ってると分かりやすく 言えば、そういうふうに理解して頂きたいと。それから特別に今報告は私たちは求 める必要ないと思うんですね。この事実は私たちは知った上で副市長の答弁聞いて る訳ですから、ただ市民の皆さんに誤解がないようにはしていただきたいという意 味で発言させていただきました。

委員長(南口彰夫君) ほかにこの件に関して、他の委員さんのご意見を聞いた上でその判断をしたいと思います。前回も一度求められて許可して、結果としてああ

いう結果になっちょるんで、同じ結果になったらみっともないの通り越して空飛んでしまうから。ほかの委員さん、訂正ということなら、もうこれはね議会でどんな場であろうが、議員が訂正を求めたら許可せんにゃいけんの。但し報告ということになれば、その報告を田邉委員がしなければならないということには繋がらない。報告というのは、少なくとも執行部の側が報告するか、議会が何らかの形で調査を求めたものを報告を求めるか、その辺若干時間があるから検討してもらえんじゃろか。報告なら、あえてこの委員会はかなりの混乱をする経緯をもう経過がたっちょるんで。

委員(河村 淳君) 報告と私は言いましたが、要は本人があのときの質問では10円ほどもろっておるということはない。4,000円ほど払っちょると先程もあった。その辺について本人が契約書等を調べっちょって。その調べた結果を皆さんに間違いがあったところは間違い。契約書は間違いない調べちょってと思う。それから先のことは本人の考えでしょうけど、一応私らの会派でやったのは、その契約書等を確認をされておると思う。その辺を皆さんに誤解を招いちゃいけんから、言いたいということじゃったと思う。

委員長(南口彰夫君) 分かりました。訂正というのは、広辞苑によると誤りを正し改めることとなっちょるんですけど。河村委員の言われることから言えば、その契約書を見て確認をしたと。確認をしたということの報告をしたいという趣旨なんですね。それでは田邉委員に発言を許可いたします。

委員(田邉諄祐君) RDFでですねトン10円で買いますという契約書です。但し、1年ごとに契約書の金額を変えることができるというのを書いてあります。それで私の発言がまずかったんだと思いますけど、私はそういうつもりで言うつもりはないんですね。当初要するに計画を立てるときには4,000円ぐらいを目標にたてたんだけど、実際は今言いましたようにいろいろ塩素のトラブルがありましてですね。まだそのほかいろいろトラブルがあって、実際はそういうふうに出来なかったんだということを当時見学したときに聞いておりましたので、そのように申したわけでございまして、誤解を招いたんであれば、それは大変申し訳ないことだと思います。それからごく一般的に考えまして、私としては現在石炭は大体5,000から6,000カロリー、これもアバウトであくまでもありますけど、それが大体1万5,000円くらいしてるわけですね。ほいでここに契約書に書いてありますけど、要するにペレットは3,500から4,000キロカロリーだというふうに書いてありますので、これは素人の私が単純に考えまして、しますと熱量からす

ると大体1万円ぐらいなります。それが10円ぐらいというのは、いろいろ工場の中でいろいる事情があると思うんです。ですからその事情の説明を出来れば執行部のほうでしていただければ、私も納得するし市民も納得するんだと思います。従いまして、その中の内容は何故そういうふうになるのかだけを説明していただければ私も納得しますし、今言いましたように市民も、ここにおられる皆さんも、納得していただけるんじゃなかろうかとそういうふうに思います。言葉は私は表現が下手なので申し訳なくておさわがせしたことについては、誠に遺憾であると言うふうに考えております。以上でございます。

委員長(南口彰夫君) ご苦労さんでした。田邉委員が言われた執行部のほうの報告については、この委員会をどんどんどんどんにがってしまうので、それは執行部のほうに今の、副市長、今の田邉委員の必要であれば、議事録並びにテープを事務局からそちらのほうに提出しますので、よく検討していただいて報告の機会を、その時には私には権限ないけど委員長じゃなかろうから。何らかの形でその機会を作っていただければという要望をいたしまして、とりあえずはこの件は終わりたいと思います。よろしいですか執行部。

〔「はい」と呼ぶ者あり)〕

委員長(南口彰夫君) はい、て言われたから、ということでそのほかなければ、明日の委員長報告までに何らかの事態の変化があれば、皆さんに集まって頂いて議論をしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり)〕

委員長(南口彰夫君) じゃあこれにて本日は散会をいたします。ご苦労様でした。

午後3時41分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年3月23日

予算審査特別委員会

委員長 花 23人